

～横浜市の防災対策について～

皆様のご意見をお寄せください！！

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案 <概要版>



この修正素案に対するご意見をお寄せください

「東日本大震災」の教訓を踏まえ、より一層の被害の軽減を目指す「減災」に向けた取組を強化するとともに、人命を守ることを最優先とした対策を進めるため、横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正に取り組んでいます。

4～5月に実施した第1回市民意見募集でのご意見や有識者からのご意見なども踏まえて検討を行い、このたび修正計画に係る検討項目の解決の方向性などを修正素案として取りまとめました。

修正素案について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

■意見募集期間 平成24年9月18日（火）～10月31日（水）

■意見提出方法

意見募集様式に御記入の上、下記の間合せ先まで、Eメール、FAX、郵送（別添のハガキ）のいずれかにより、提出してください。なお、直接お持ちいただく場合は、市役所5階危機対処計画課又は最寄りの区役所の総務課へ御提出ください。

■横浜市防災計画「震災対策編」修正素案の閲覧・配布場所

市民情報センター（市庁舎1階）、各区役所総務課 等

■横浜市ホームページでも閲覧できます

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shobo/kikikanri/h24keikakushusei/shiminnikennboshu/dai2kai.html>

間合せ先 横浜市消防局危機対処計画課

●TEL:045-671-4096 ●FAX:045-641-1677 ●E-mail:sy-kikitaisho@city.yokohama.jp

策定スケジュール

	24年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	25年1月	2月	3月
修正素案作成	←→											
市民意見募集	第1回意見募集 ←→				修正素案策定	★第2回意見募集 ←→			修正案策定			横浜市防災会議
有識者等意見交換会			第1回	第2回				第3回				
関係機関等への意見照会				←→		←→				←→		

横浜市防災計画「震災対策編」修正の基本的な考え方について

基本的な考え方

広域に渡り甚大な被害をもたらした「東日本大震災」により、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることが、あらためて明らかになりました。

この教訓を踏まえ、国の中央防災会議は「防災基本計画」を修正し、防災の基本方針として被害を最小化する「減災」の考え方を新たに規定しました。

本市においては、これまでも建築物の耐震化や情報基盤の整備など、「減災」に向けた災害対策に取り組んできましたが、想定以上の大規模な地震や津波などが発生した場合でも、被害をより一層軽減することを目的として、

①減災目標の設定

②人命を守ることを最優先とした対策の強化

を修正の基本的な考え方とし、横浜市防災計画「震災対策編」の全面的な修正を行っています。

計画修正の5つの視点

「東日本大震災」での救助・救急活動、避難所運営などの様々な応急対策、被災地支援などの教訓及び国の「防災基本計画」の修正などを踏まえ、

I 減災に向けた対策の推進

II 自助・共助体制の強化

III 情報受伝達体制の強化

IV 被災者支援体制の強化

V 予防・応急対策の充実・強化

の5つの視点で計画修正を進めています。

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案の主な内容

I 減災に向けた対策の推進

1 減災目標の設定

(1) 減災目標の設定について

減災目標については、地震被害想定が現在、調査中であるため、その結果を踏まえ策定する本市地震防災戦略の中で、具体的な減災目標を設定します。

減災の取組に関しては、地震が発生した際に市民の皆様の生命・財産をしっかりと守ることを大前提とします。

その上で、今後とりまとめる地震被害想定をもとに、具体的な目標を設定し必要な対策を行います。

(2) 対象地震について

目標設定の対象地震は、本市に最大の被害を発生させるものを選定し、人的被害・直接経済被害を軽減するための目標値を設定します。

(3) 人的被害の軽減について（目標の対象と想定している主な取組例）

① 建物崩壊等による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化の推進や、家具の固定化率向上の取組を行います。

② 火災による死者数の軽減

住宅・建築物の耐震化を促進することにより火災の発生を抑制することや、密集住宅市街地の火災に対する安全性を向上させる取組などを行います。

- ③ 急傾斜地崩壊による死者数の軽減
急傾斜地崩壊危険区域などの対策工事を行います。
- (4) 直接経済被害の軽減について（目標の対象と想定している主な取組例）
 - ① 住宅・建築物の耐震化を促進し、被害を軽減する取組を行うことにより、市民生活の復旧に向けた費用の軽減を図ります。
 - ② 地域防災拠点・防災関連施設等の耐震化の推進や、市民生活を支えるライフラインである上下水道施設、電気供給施設、ガス供給施設、通信施設等の耐震対策を促進し、生活基盤、経済活動基盤の復旧費用額の軽減を図ります。
- (5) 計画期間
地震被害想定算定の算定後に減災量を把握した上で確定していきませんが、計画期間としては5～10年間の範囲内を想定しています。

2 減災に向けたまちづくり

- (1) 都心や主要駅周辺の防災対策強化、密集市街地の減災施策の推進について
 - ① 都心部や主要駅周辺の地区について、官民が連携して、都市型災害や帰宅困難者の対策等の推進を図ります。
 - ② 古い木造住宅が密集し、狭い道路も多く、防災上課題がある密集市街地について、地域住民と連携し、狭い道路の拡幅整備や延焼防止効果のある身近な公園等の整備を進めます。また地区の道路・公園の面整備手法の検討や建築物更新についてもルール等を構築します。
- (2) 公共建築物、住宅、マンション及び緊急交通路沿道の建築物等の耐震について
 - ① 公共建築物の耐震性能の確保や住宅・マンション、多くの人々が利用する建築物や災害時に通行を確保すべき道路沿道にある建築物等の耐震改修を促進します。
 - ② 老朽化した大規模団地の再生に向け、管理組合の支援や適正な維持管理の継続の支援を図ります。
 - ③ 橋りょうや歩道橋について、架替えや耐震化を促進します。
 - ④ 緊急物資の輸送・物流機能の維持のため、耐震強化岸壁の整備等を進めるとともに、緊急輸送路の機能確保のため、4車線化を促進します。
 - ⑤ 水道施設・下水道施設についても、耐震化の促進等を行います。
 - ⑥ 地域防災拠点となる体育館の天井材等の落下防止等を行います。
- (3) 地盤の液状化、津波、がけの防災対策等について
 - ① 液状化マップ等を活用しての市民啓発を行うとともに、国の基準改定等の状況をみながら対策を定めていきます。
 - ② 最大クラスの津波に対する住民避難を軸にした総合的な津波対策の確立への取組を進めるとともに、発生頻度の高い津波に対する臨海部、河川沿岸部の護岸等の改修、補強等の具体的な対策等の検討を進めます。
 - ③ 市営地下鉄の臨海部に隣接する区間に、新たに地上への避難経路を整備します。
 - ④ 危険がけや擁壁の安全管理の指導、がけ改善工事の促進により、がけの防災対策を推進します。

Ⅱ 自助・共助体制の強化

3 減災行動の普及啓発

(1) 自助・共助・公助の役割の明確化について

自助：「自らの身は自ら守る」ことは防災・減災の基本です。自らが自分・家族を守るための備えや行動を「自助」とします。

共助：「みんなのまちはみんなで守る」ことは、地域の皆さんの安全・安心を守るための最も効果的な方法です。近隣の皆さん同士が、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動を「共助」とします。

公助：市、区をはじめ、国、県、消防、警察といった公的機関が、日頃から減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等災害対応を「公助」とします。

(2) 減災行動普及啓発の取組について

【「子ども」を対象とした取組】

- ① 市民の責務（「自助」「共助」）が意識できるよう、小中学校レベルに応じた学習を進めていきます。
- ② 学校、PTA、区役所、地域が連携して、地域防災拠点などで実践的な訓練に取り組みます。

【「大人」を対象とした取組】

- ① 災害時の「自助」「共助」の役割の重要性をわかりやすく伝えるため、パンフレット等を改善します。
- ② 消防団、家庭防災員や町の防災組織、町内会などの関係団体と連携し、継続的に普及啓発を実施します。

【「要援護者（高齢者・障害者）」を対象とした取組】

会場内に障害者用トイレを設置するなど、要援護者でも参加や見学がしやすい訓練やイベントを実施します。

【「地域」を対象とした取組】

- ① 平日の日中に地域にいる児童・生徒に対して、防災の担い手として地域の一員であることを防災教育のなかで意識づけるとともに、地域防災拠点での訓練に参加を促し、担い手としての役割の理解・実践につなげていきます。
- ② 防災・減災の全市的な展開のため、地域の取組事例を集めたホームページを作成するなど活動のノウハウ等を蓄積し、地域の皆様が活用できるようにします。

【「企業」を対象とした取組】

防災訓練への参加や、組織的な救援・物資の提供などの面で、地域及び行政との連携を強化していきます。



4 避難所のあり方

(1) 避難所数の確保について

想定避難者数が収容できるように、活用可能な公共的施設を地域防災拠点に追加指定します。

(2) 公的避難所以外への避難について

① 集会所等の公的避難所以外の場所に、住民が自らの判断により避難した場合は、地域防災拠点の運営委員会へ「避難している場所の所在、避難者の住所、氏名、人数等」を報告します。

② 公的避難所以外の避難者は、在宅の被災者と同様に自ら地域防災拠点に出向き、情報や物資を地域防災拠点から受け取ることを基本とします。

(3) 地域防災拠点の開設について

市内1か所でも震度5強以上の地震が発生したときは、全区の地域防災拠点において、区職員等、学校長または地域防災拠点運営委員会の方がすみやかに地域防災拠点に参集し、地域防災拠点を開設します。

(4) 地域防災拠点の運営について

① 地域防災拠点の運営は、地域住民同士の協力・助け合いによって行うことを基本とします。

② 運営に関しては、学校と地域との連携や、教職員の役割を明確化します。

③ 女性、乳幼児、高齢者などの視点を反映した運営体制を確立し、専用スペースとしてあらかじめ概ね3教室分のスペースを確保するようにします。

④ 日常生活する居住の場所を失った方のみを受入の対象としていましたが、ライフラインの停止などにより居住が困難になった方が避難を希望した場合には、一時的に受け入れることにします。

(5) 地域防災拠点の訓練について

地域防災拠点の訓練については、発災時に避難所として機能するよう、実践的な避難所の開設及び運営訓練を中心に実施します。

III 情報受伝達体制の強化

5 災害時広報

(1) 情報受伝達体制の整備について

災害発生時において、一般の固定電話やEメール等が使えなくなった場合でも情報の受伝達を行うことができるよう、通信手段の多様化を進めます。

① テレビ神奈川のデータ放送を利用した緊急情報等の発信や自治会・町内会等の掲示板に紙の広報媒体を掲出することについて協力を依頼します。また、発災時に市民が利用できる特設公衆電話のラインを地域防災拠点に事前に整備します。

② 災害対応を行う各施設・組織における災害時優先電話指定の増強を通信事業者へ要望するとともに防災無線、衛星携帯電話の配備を拡充します。

(2) 情報通信技術を活用した情報発信の強化について

市ホームページや防災情報Eメールに加え、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ツイッターやフェイスブック）による情報発信の強化を進めます。

Ⅳ 被災者支援体制の強化

6 ボランティアとの連携

(1) 災害ボランティアセンターの円滑な設置について

- ① 災害ボランティアセンターを速やかに設置し、運営できるよう、横浜市、社協、災害ボランティアネットワーク等が連携を強化し、情報や設置ノウハウの蓄積・共有に向けて、防災訓練や図上訓練等を連携して行います。
- ② 災害ボランティアセンターを早期に立ち上げ、運営できる「ボランティアリーダー」を養成します。

(2) ボランティアの受け入れ体制について

全国のボランティアからの申出や質問に対して、横浜市のコールセンターも第1次案内窓口として活用します。

7 被害調査

(1) 情報システムの活用について

効率的な被害認定調査の実施や、り災証明の発行、災害弔慰金及び義援金等の支給を一体的に処理できる情報システムを導入します。

(2) 被害認定調査の迅速化について

簡便な調査手法と応急危険度判定調査結果を活用して調査件数を軽減し、調査業務の迅速化を図ります。

(3) 災害弔慰金及び義援金等の支給体制について

情報システムを活用することにより、支給までの処理や交付手続きについて整理し、マニュアルを整備します。

8 応急仮設住宅等の供与体制

(1) 応急仮設住宅の供与について

- ① 災害発生後、緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」と民間賃貸住宅を借上げて供与する「借上仮設住宅（みなし仮設住宅）」の2種類を応急仮設住宅の供給手法とします。
- ② 借上仮設住宅の選定基準及び借上を行う対象施設の順番を明確にします。

(2) 建設用地の確保について

- ① 建設仮設住宅の建設候補地としている公園等に加え、大学用地、道路建設用地、国有地、市保有土地、港湾緑地について建設候補地として抽出するとともに、用地面積の基準を見直します。
- ② 建設候補地は、用地を決定する考え方を明示し、併せて建設用地データベースを作成します。

(3) 震災時土地利用計画利用順位について

生活利便性の高い用地は、家庭ごみ仮置場や復旧資材置場の復旧拠点としてではなく、仮設住宅用地として優先できるよう、利用順位を見直します。

(4) 入居者の選定及び生活支援における配慮について

- ① 入居者の生活環境や、コミュニティに配慮した住宅構造・形式（住棟の向かい合わせ、だんらんスペースや浴室等の共同利用施設設置など）となるよう考慮します。
- ② 入居者の選定については地域での互助の必要性を考慮し、高齢者や障害者等が一定地域の仮設住宅に集中しないよう配慮します。
- ③ 建設仮設住宅及び借上仮設住宅の入居者に対して、見守りや生活支援を実施します。
- ④ 入居者の家族構成や健康状態を記載した生活支援台帳を作成します。

9 復旧復興体制

(1) 復旧体制の見直し、拡充について

- ① 瓦礫を取り除き、緊急輸送路や道路の通行機能を確保するための方針決定の手順を変更します。
- ② 道路、上下水道、電気・ガスなどライフラインの復旧を円滑に進めるための仕組みを検討し、計画に反映します。
- ③ 家庭ごみや解体廃棄物など災害廃棄物の位置づけ、仮置き場の確保の手順、工作物の解体・収集運搬などの処理方法を具体化します。

(2) 復興対策や復興の手順について

- ① 「地域力」を活かした「地域復興協議会」による復興を図ることや、円滑な復興のため、仮設店舗などによる「時限的な市街地形成」を経ながら、本格的な市街地復興を図ることを位置づけます。
- ② 震災時における被災中小企業への一元的な緊急相談の窓口として「震災時産業ワンストップセンター」を開設運営し、経営相談や国の支援策と連携した緊急的な融資を実施します。
- ③ 女性や災害弱者（高齢者や障害者、こども、外国人など）の視点を踏まえた復興施策の検討に向けて、計画策定プロセスへの参画等を位置づけます。

10 被災者・地応援

(1) 他都市からの被災者受入れについて

- ① あらかじめ受入施設の候補を明示し、震災発生後の経過期間に応じて施設の役割・位置づけを明確化します。
- ② 他都市から受け入れた被災者の方が、当面の生活上必要な行政サービスで、本市が提供できるサービスについて、あらかじめ明示します。

(2) 市外被災地への派遣について

民間企業やNPOなどとの連携も含め、効果的な派遣の手法を構築します。

V 予防・応急対策の充実・強化

11 機能的な市災害対策本部

12 機能的な区災害対策本部

(1) 市・区災害対策本部組織の見直しについて

- ① 市災害対策本部は、業務を迅速・的確に行うため機能別チームを設置します。
- ② 区災害対策本部は、班毎に業務及び構成課、班編成の時期等を整理します。

(2) 市職員の初動体制の見直しについて

- ① 横浜市内で震度5強以上の地震が発生した時は、原則として発災から72時間までは、市職員全員で人命に係る応急対策、被災者支援及び被害情報の収集などの災害対応を行います。
- ② 市庁舎などから区役所への動員を増加し、区民の皆様に対する救援などの活動を迅速に行う区災害対策本部の初動体制を強化します。

13 災害時の教職員の役割

(1) 児童生徒の安全確保について

平日・昼間の発災時は児童生徒の安全確保を優先業務とします。

(2) 地域防災拠点（学校）の開設の見直し

教職員は、区職員と地域防災拠点運営委員会の委員とともに、地域防災拠点の開設・運営に従事します。

(3) 地域防災拠点（学校）の管理運営の見直し

横浜市内で震度5強以上の地震が1箇所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校とします。ただし、被害が少ないなど状況によっては、学校長の判断で教育活動を継続します。

14 要援護者対策

日頃からの見守り活動について

災害時における安否確認、避難支援等の取組に備え、見守りや支えあいの必要性が高い要援護者等の皆様と知り合うきっかけづくり、環境づくりの一つの方法として、地域の希望により、行政から対象者の情報提供を受けて取り組む方式も選択できるよう、その根拠となる条例の整備等を進めていきます。

また自助・共助を基本とした地域による自主的な見守り・支え合いの取組が行われるよう、地域福祉保健計画等の取組を推進します。

※要援護者

在宅の「高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等」及びこれに準じる援護を必要とする者等

15 災害時の医療体制

(1) 総合調整・指揮機能の強化について

- ① 市災害対策本部内に「市医療調整チーム（仮称）」を設置し、市外からの医療救護隊等の受入れも含め、災害時医療の総合調整と指揮命令機能を強化します。
- ② 市及び区に「災害医療連絡会議（仮称）」を新設し、平時から医療関係団体等との意見交換や情報共有等を行い、発災時には本会議を定時的に開催し最新情報を相互に共有します。

(2) 情報通信体制の確保について

防災行政無線の他に医療活動用の衛星携帯電話などを配備し、医療関係団体等との通信環境の複線化を確保します。

(3) 発災後の段階に応じた医療提供体制の構築について

- ① 災害拠点病院（重傷者対応）のほか、被災を免れた医療機関（主に中等傷者対応）を防災計画に新たに位置づけ、診療開始（再開）医療機関を地域に伝達する手段として、横浜市共通の旗を掲出します。
- ② 医療関連情報の集約をはじめ、医療救護隊の参集や活動調整を行う場所として各区の休日急患診療所等を活用するなど、区医師会の協力を得て緊密に連携を図ります。
- ③ 医療救護隊（主に軽傷者対応）の医療提供場所を、現行の地域医療救護拠点（定点診療）から、地域防災拠点等の避難所（定点診療や巡回診療など柔軟に対応）に拡大するとともに、被害の甚大な地域に集中的に投入するなど臨機応変に対応するほか、区域を越えた応援派遣体制も整備します。

(4) 医薬品等の備蓄体制等の整備について

- ① 地域防災拠点に応急手当用品（消毒液、包帯、絆創膏等）を配備し、併せて地域の薬局に医療救護隊用の緊急持ち出し医薬品を配備します。
- ② 医薬品卸売業者等との協定締結により緊急時の医薬品供給体制を確保します。



16 遺体の取扱い

(1) 遺体取扱いの迅速化について

原則として被害の大きな区に遺体安置所を開設し、被害の少ない区が被害の大きな区を支援する体制を構築します。被害が甚大な場合については、既に開設した指定遺体安置所に加えて、近隣区にも遺体安置所を開設します。

(2) 遺体安置所の機能・運営について

遺体安置所における遺体情報については、安置所ごとの情報管理だけでなく、早期に身元判明につながるよう市民や各遺体安置所に情報を提供します。

(3) 遺体安置所での役割分担

市、県警、葬祭業者との役割分担を明確にし、平時から関係機関との訓練を行い、連携強化に努めます。

17 物資調達

(1) 多数の避難者の発生への対応について

- ① 発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応するとともに、企業等、事業者についても3日分の備蓄を要請していきます。
- ② 在宅医療資材の特殊品目についても自己備蓄の周知を徹底します。

(2) 物資調達先について

発災直後からの数日間（3日間を想定）は、備蓄物資の補完として、卸売業者・食料品製造業者・大規模小売業者等の市内事業所（工場、倉庫、店舗等）にある在庫（店頭在庫等）からの調達も行います。

(3) 物資供給、在宅避難者等への対応について

発災直後から数日間は、食料、飲料水、毛布等、必要不可欠な物資をパッケージ化して迅速に供給します。物流回復後は、地域防災拠点等から、生活必需品を含む品目についてニーズを把握し、要請に応じた物資を供給していきます。

(4) 民間流通業者との協定締結について

地域防災拠点への配送体制を強化するため民間流通業者との協定締結を推進します。

18 受援体制の見直し

受援調整体制の構築について

他都市応援職員の受入を円滑に行い、被災した市民の皆様への支援を迅速に行うため、他都市応援職員が行う業務を整理するとともに、市災害対策本部内に「受援調整チーム」を設置し、応援都市との調整、市全体の受援ニーズなどの状況の把握及び市内部の受援に関する調整等を行います。